

事務連絡
2025年3月17日

各分会長様
各県病労執行委員様

兵庫県立病院労働組合

特定行為を行う看護師に対する手当について

日頃の取り組みに心から敬意を表します。

2025年4月より、病院事業職員の給与に関する規程を改正し、特定行為を行う看護師に対する手当が創設されることになりました。

手当に関するガイドライン、Q&A等について病院局から下記のとおり説明を受けました。

このことで何かありましたら本部中野までお願ひいたします。

記

当局からの説明

1 支給対象者

看護師（特定行為研修修了者）である職員（正規職員に限らない。）

2 支給対象業務

支給対象職員が医師または歯科医師が診療の補助を行わせるために作成する文書、いわゆる手順書に基づき、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令に定める行為、いわゆる特定行為のいずれかに従事する業務

3 支給額

日額300円

4 支給手続

(1) 実績の確認方法について、特定行為を行った看護師は、兵庫県立病院看護師特定行為ガイドラインで定められている特定行為月間活動実績報告（様式1）に基づき看護師長及び担当看護次長に報告・提出し承認を受ける。

総務部は承認後の特定行為月間活動実績報告（様式1）の実績を基

に手当の支払処理を行うこと。

(2) 特殊勤務手当コード

コード番号は後日連絡

5 適用開始日

令和7年4月1日

6 その他

Q&A、特定行為月間活動実績報告、ガイドライン等については別紙参照